第33回 壬生町農業委員会会議録

- 1. 開催日時 令和2年3月23日(月)午前10時00分から午前10時57分
- 2. 開催場所 壬生町役場 正庁
- 3. 出席委員 10人

会長 10番 梁島 源智

会長職務代理者 3番 早乙女 誠

委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子 6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝

4. 参集推進委員 3人

戸﨑浅一推進委員、中嶋幸平推進委員、中川義人推進委員

- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 会務報告について
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請 の件について
 - 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
 - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
 - 報告第2号 農地法第5条の規定による届出の件について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大垣仁美、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子

7. 会議の概要

令和2年3月23日(月)【午前10時開会】

〇局長 定刻になりましたので、令和元年度第33回壬生町農業委員会総会を開 会いたします。

ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。

定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。 それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- ○会長 いよいよ桜も開花となり、田植え等も始まる中、十分体調に留意し農作業を行っていただきたいと思います。テレビをつけますと、毎日コロナウィルスのニュースですが、一人一人が気を付けていただき、壬生町から感染者を出さないようにしましょう。また、農作物の出荷等に影響が出るかと思いましたが、おかげさまで影響はないようです。改選まで残すところとなりましたが、精一杯頑張っていただき、壬生町の農業振興に当たっていただきたいと思います。それでは、33回の総会を開会します。
- ○局長 ありがとうございました。 総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規 則第5条の規定により、会長にお願いいたします。
- ○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- ○議長 それでは、1番 琴寄成人 委員、2番 刀川正己 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の 堀主幹と 岡局長補佐 を指名いたします。
- ○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。
- ○局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページ2ページをご覧ください。

- ・2月19日(水) ビジネスセミナーが、城址公園ホールにおいて開催され、梁島 源智会長、篠原正明農業委員、大橋公一推進委員が出席されました。
- ・2月19日(水)第6次総合振興計画に係る分野別懇談会が、役場第2会議室に おいて開催され、梁島源智会長、鈴木進吉推進委員(壬生町認定農業者協議会)が 出席されました。
- ・2月20日(木)農業委員会新年会が、あづま家において開催され、農業委員10 名、推進委員13名、事務局3名が出席いたしました。
- ・2月25日(火)人・農地プラン検討会が、役場正庁において開催され、大橋幸子 農業委員、中川久枝農業委員、清水利通農業委員(壬生町営農集団連絡協議会)、

中嶋幸平推進委員(農事部稲葉地区)、鈴木進吉推進委員(壬生町認定農業者協議会)と事務局から私が出席いたしました。

- ・2月28日(金) 県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザにおいて開催され、梁 島源智会長と堀主幹が出席いたしました。
- ・3月16日(月)農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場委員会室及 び現地において開催され、篠原正明農業委員、大橋幸子農業委員、清水利通農業委 員、事務局から堀靖久主幹と私が出席いたしました。
- ・3月16日(月) 壬生町農業振興地域整備促進協議会が、役場第3会議室において 開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、中嶋幸平推進委員(農事部稲葉地区)、 鈴木進吉推進委員(壬生町認定農業者協議会)が出席いたしました。
- ○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

- ○議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終 わります。
- ○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括して議案の説明と朗読をいたさせます。

○事務局 議案書の朗読と説明 [堀主幹兼農地調整係長]

それでは、議案書3ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の 件についてご説明いたします。

3/5 (木)締切りの時点で、申請が4件ございました。それでは議案に従いまして第1項から順にご説明します。

第1項			
譲渡人	(新町)	自作地109~	貸付地672
譲受人	(通町)	自作地139~	借受地71~
(土地の表示)			
壬生町大師町		田	$1~8~8~\mathrm{m}^2$
壬生町大師町		田	1 6 m²
壬生町大師町		田	$2~0~4~ ext{m}^2$
壬生町大師町		田	1 6 m²
壬生町大師町		田	$5~4~2~\mathrm{m}^2$
壬生町大師町		田	$2~0~4~\mathrm{m}^2$

壬牛町大師町 $208 \, \text{m}^2$ 田 壬生町大師町 1 9 m² 田 2 6 m² 壬生町大師町 \blacksquare 合 計 1 4 2 3 m² 売買による所有権移転(円) 稼動1人 第2項 譲渡人 _____(宇都宮市) 自作地4 a **譲受人** _____(安塚1-2) 自作地71℃ (土地の表示) 壬生町大字安塚 畑 415㎡ 売買による所有権移転 (円) 稼動1人 第3項 譲渡人 持分2分の1____(中泉1) 持分2分の1____(中泉1) 自作地20~ 貸付地25~ 譲受人 (中泉1) 自作地207~ (土地の表示) 壬生町大字中泉 ⊞ 927 m² 売買による所有権移転(円) 稼動 2 人 第4項 譲渡人 ___ (福和田) 自作地95% 自作地543~ 借受地31~ 貸付地48~ 譲受人 (福和田) (土地の表示) $796\,\mathrm{m}^2$ 壬生町大字福和田 畑 壬生町大字福和田 畑 869 m²

合 計

第1項から第4項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書・添付書類・農地台帳等により確認しましたが、いずれも要件を満たしておりました。なお、第2項案件について補足させていただきます。譲渡人の住所ですが登記簿の住所が古いため住民票との住所が一致していないということ、通常登記簿の住所変更をするか、住民票や戸籍の附表で同一人であることを確認するわけですが、今回の案件については住所変更の時期が古すぎて住民票等で履歴の確認が行えないため県農業会議へ確認したところ、過去こういった例はなかったようですが上申書や印鑑証明など登記の住所変更手続きと同じ書類を提出してもらい対応するしかないということで確認しました。以上でございます。

 $1665 \, \text{m}^2$

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、<u>地区担当委員の方</u>から、現地調査の結果 並びに補足説明をお願いいたします。

- ○議長 3番 早乙女 誠 委員
- ○3番 早乙女 誠 委員(1項の現地調査の結果並びに補足説明)

○議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただ いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、<u>地区担当委員の方</u>から、現地調査の結果 並びに補足説明をお願いいたします。

- ○議長 7番 大久保 幸雄 委員
- ○7番 大久保幸雄 委員(2項の現地調査の結果並びに補足説明)

第2項の案件について、去る3月15日に譲受人______氏立会いのもと、清水利通農業委員、中川義人農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただ いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。 ただいまの事務局の説明に関連して、<u>地区担当委員の方</u>から、現地調査の結果 並びに補足説明をお願いいたします。
- ○議長 2番 刀川正己 委員
- ○2番 刀川正己 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

第3項の案件について、去る3月15日に譲渡人______氏、譲渡人_____氏立会いのもと、大橋好一農業委員、臼井正敏農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただ いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 続いて、第4項案件を議題といたします。 ただいまの事務局の説明に関連して、<u>地区担当委員の方</u>から、現地調査の結果

並びに補足説明をお願いいたします。

○議長	5番	大橋幸子	委員
	О Ш		~~

○5番	大橋幸子	委昌	(4項の現地調査の結果並びに補足説明)
ООЩ	ノマ川町十一丁	女妇	

第4項の案件について、去る3月13日に譲受人______氏立会いのもと、大久保幸雄農業委員、大橋公一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただ いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。<u>事務局</u>より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局 議案書の朗読と説明 [堀主幹兼農地調整係長]

それでは、議案書4ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明します。3/5 (木)締切りの時点で、申請が2件ございました。議案に従いましてご説明します。

第1項			
賃貸人	(国谷2-3)		
	(助谷2)		
	(宇都宮市)		
賃借人 有限会社	土 <u>代表</u> 耳	文締役	(宇都宮市)
(土地の表示:)		
壬生町大字国	谷	畑	$2\ 4\ 4\ 7\ \mathrm{m}^2$

 壬生町大字国谷
 畑 3299㎡

 (土地の表示:____、外1)
 畑 2369㎡

 壬生町大字国谷
 畑 2369㎡

 合計
 8115㎡

園芸用土採取及び表土置場 賃借権の設定1年間

第2項				
賃貸人		(旭町)		
賃借人	有限会社	代表取締役		(宇都宮市)
(土地のま	表示)			
壬生町大	字壬生甲		田	$1\ 3\ 1\ 2\ { m m}^2$
壬生町大	字壬生甲		囲	$7385 \mathrm{m}^2$
		合	計	$8697 \mathrm{m}^2$

園芸用土採取 賃借権の設定1年間

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る3月16日の調査 委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の4番 篠原正 明 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○4番 篠原正明 委員(1項の件について報告)

現地調査については、3月16日(月)に私と、大橋 幸子委員、清水 利通委員、大垣 仁美 事務局長、堀 靖久主幹の5名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

以上のことから、第2種農地でありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査においては保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件 については、3月27日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生 町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いい たします。
- ○4番 篠原正明 委員(2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は	<u></u> カュ <u>c</u>	南に約4	1ーと00	・ルに位置す	る農地で、	立地基
準としては、農	農振農用地に該当し	ょす。 事	業計画書に	こよりますと	、保安距離	を農地
から1m、道路	各から2m、宅地な	いら3mを	確保し、周	周囲には防護	ネットを施	iすよう
になっておりま	きす。断面図では、	最大1.	3mを掘削	リレ、保安角	度を 45 度〕	取るよ
うになっており	ます。採取したが	ド玉土等は	、鹿沼市は	こある	`	
	等に出荷	苛する予定	となってお	3ります。ま	た、埋戻し	の用土
は、宇都宮市内	内の自社ストックト	アードから	調達予定で	ごあります。 :	なお、転用	実績
調書では、前々	マ回地、前回地とも	っに農地へ	復元完了と	なっており.	、隣接土地	所有者

の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類の添付もあり、事業資金

については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地でありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当し、現地調査においては保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

公1万

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。 本案件については、3月27日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意 見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- ○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。<u>事務局</u>より議案の朗読と説明をいたさせます。
- ○事務局 記載のとおり説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書5ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可 後の事業計画変更申請の件についてご説明します。

3/5 (木) 締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請が1件ございました。議案に従いましてご説明します。

界Ⅰ垻						
賃貸人		(上田2	2)	(上田	2)	
賃借人	株式会社_		代表取締役		(下野市)	
(土地のま	录示:)				
壬生町	丁大字上田		畑	7 5	7 m²	
壬生町	丁大字上田		畑	101	1 m²	
壬生町	丁大字上田		畑	207	2 m²	
壬生町	丁大字上田		畑	190	4 m²	
(土地の割	录示:)				
壬生町	丁大字 <u>——</u>	 ,	畑	862㎡の ³	うち285.	88 m²
			合 計	6029.8	8 8 m²	

許可日 当 初 平成31年3月28日付、壬農委指令第5-95号

(許可期間:平成31年3月28日~平成32年3月27日)

園芸用土採取 賃借権の設定 許可期間の延長 令和3年 3月27日まで

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても、去る3月16日の調査 委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 4番 篠原正明 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○4番 篠原正明 委員 標記の件について報告

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、 現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ3月16日(月)に同じメンバーで調査いたしました。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認 基準にも該当しており、また、現地調査においては、防護柵の設置の徹底、早急な 埋戻しの実施等を厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員 会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件 については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」 を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

なお、本案件には、利用権設定各筆明細(新規・貸借権)に_____委員が設定人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の採決にあたり退席することとなります。それでは、説明をお願いします。

○事務局 記載のとおり説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

議案書6ページからの議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明します。

最初に利用権の新規、賃借権分についてご説明します。

議案書 $7\sim8$ ページのとおり、14件・28筆・面積合計が55, 715㎡となっております。

利用権の新規、使用貸借権分についてご説明します。

議案書9ページのとおり、1件・5筆・面積合計が2, 494㎡となっております。

利用権の再設定、賃借権分についてご説明します。

議案書10ページのとおり、6件・14筆・面積合計が26, 764㎡となっております。

利用権の再設定、解除条件付賃借権分についてご説明します。

議案書11ページの通り、1件・3筆・面積合計が3, 027㎡となっております。

所有権移転分についてご説明します。

議案書12ページのとおり、1件・1筆・面積合計が971㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると 考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地 利用集積計画の件の内、______委員が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

O	1 7	登	琴寄	成人	. 2	委員
\sim	_ ;	#	7 HJ	PN/	- 2	ᆺ

解除条件付賃借権で、_____と____さんの件で、解除条件というのはどういうことでしょう。

○事務局 堀主幹

通常ですと農地所有適格法人に認められたうえで農地の賃借権の設定となりますが、解除条件付というのは、土地の所有者と契約書の中で、農地を適正に利用し、

農業をやめるときにはもとに復元したうえで変換することを契約書で謳った上で あれば農地所有適格法人ではなくても賃貸借を結べるとなっています。

○1番	琴寄成人 委員
	さんは、積極的に農地を広げているがの栽培
	状態がままならない状態だと思う。携わって管理していた社員が辞めて、厳しい状
	況じゃないかと思う。
○事務月	司 堀主幹 3
	今回、再設定で期間延長ですが、それに当たり農地の利用状況等を農政課に出し
	てもらいました。現在は環境改善の作業中である。今後は隣接農業者と共同で使用
	する道路の雑草管理も行っていく予定。とのことです。
○1番	琴寄成人 委員
	去年は収穫したものを小学校に配布したことが話題になっていたようだ。
○事務月	司 堀主幹
	中心となって携わっていた若い社員の方が辞めてしまい、今後は社長と奥さんで
	やっていくとのことなので、気にはなっているところです。
○議長	地元の委員さんに、できるだけ様子を見てもらい、指導をしてもらいたいと思い
	ます。よろしくお願いします。
○議長	他に発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農
	用地利用集積計画の件」の内、委員が設定人となる事案を除き、原案のと おり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
○議長	全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、
	委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。
○議長	ここで、委員に退席をお願いします。
	(
○議長	先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、 委員が設
C HALL	定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。
	(質問意見なし)
○議長	発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地
	利用集積計画の件」の内、委員が設定人となる事案について、原案のとお

り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長	全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、
	委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。
	委員は、席にお戻りください。
	(委員 着席)
○議長	次に、報告事項に入ります。
○議長	日程第6の報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件につい
	て」、 <u>事務局長</u> より報告事項の朗読をいたさせます。
〇局長	記載のとおり報告
	報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、
	議案書の13ページから14ページの5件がございました。
	内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有
	権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、
	事務局長専決により、書類を受理しました。
○議長	ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言なし)
○議長	発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に、日程第7の報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」、 事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の15ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、 内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたの で、事務局長専決により、書類を受理しました。 ○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。事務局から「その他」について説明をお願いします。

○事務局 (岡補佐) 説明

- ・農業委員会卒業旅行について⇒新型コロナウィルス感染を考え、現時点では 中止とする。(積み立てはそのままで、最後に返還する)
- ・平成31年1月~令和元年12月分町賃借料情報について⇒資料通りで良い
- ・令和2年度情報提供活動推進会議について⇒状況をみて、会長が出席
- 新年会決算報告
- ・活動記録簿の提出について⇒4/9までに提出
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員改選に伴う推薦、応募状況について
- ・令和2年度農業委員会総会、現地調査日程について
- ・全国農業新聞購読料について
- ・その他
- ○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局まで ご連絡ねがいます。
- ○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、 その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年度第33回 壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時57分閉会】

議事録署名委員

議					
1	番				
9	来				